

〈論 文〉

ハリントンの統治機構論に対するジョン・ミルトンの批判(3・完)

—— 17世紀イングランド共和主義思想の統一性と多様性の一側面——

竹 澤 祐 丈*

- I はじめに
- II 共和国体制の動揺とその崩壊
 - 1 時代の流れ
 - 2 共和政体論の多様性
 - 3 『設立論』の出版と改訂
- III 『設立論』における様々な処方箋の混在
 - 1 テクストの時論的性格
 - 2 共和政体論の前提としてのハリントン
 - 3 ミルトンの原理的認識：正義と良心に基づく共和政と異教的伝統に基づく君主政（以上，第187巻第4号）
- IV ミルトンによる共和政の構想
 - 1 選挙への影響力の行使
 - 2 平等性なき共和政モデルとその安定性の確保
 - 3 官職交代制について
 - 4 二院制批判
 - 5 地方議会の提案（以上，第188巻第1号）
- V 共和政の必要性和その担い手
 - 1 君主政の復古が現実を持つ問題点
 - 2 共和政の存続と「市民」への期待
 - 3 ハリントンの「外来」的な共和政モデル？
 - 4 より急進的な「土地法」の提起への対応
- VI まとめにかえて：18世紀の共和主義的議論への展望（以上，本号）

V 共和政の必要性和その担い手

本章では，第1節で君主政が復古する際の問題点としてミルトンが指摘している内容を把握した上で，第2節以下では，共和政の存続には土地所有者であるジェントリからの支持が不可欠とミルトンは認識していたので，彼らの土地所有の在り方に多大な影響を与える土地法に対して慎重な態度を示したこと，しかもミルトン

が批判する土地法はハリントンのそれではなく，ハリントン派によるものであることを議論する。これらの作業を通して，ミルトンとハリントンは，民衆の位置づけに関しての相違を持ちつつも，かなりの程度，共通の前提を持つ近似的議論を展開していたことが主張される。

1 君主政の復古が現実を持つ問題点

前章で議論したように，共和政の利点を指摘しつつ，その具体的なモデルを示したミルトンは，『設立論』において，君主政を「一度放棄し

* 京都大学大学院経済学研究科准教授

たのに、もう一度受け入れる」ことが、さらに深刻な事態をもたらす可能性、具体的には国王・王党派の報復可能性などにも言及しつつ警告を怠らない(REW, p. 449: 347頁)¹⁾。つまりミルトンは、君主政が復活することに伴う様々な弊害を、政体の公正さの観点からだけでなく、より実利的な側面、すなわちその運営・維持のコストの観点や国民が受ける弊害の観点からも議論する。この点からも『設立論』は、君主政復活にたいして、それを理性的・宗教的に問題視するものから、感情的・実利的に不都合を把握するものまでの幅広い読者層を想定していることが看取できる。

ミルトンによって具体的に言及される弊害は、次の四つである。第一に、復活した王政のために、「新しい王室財源」を見つけなければならないことから、既に処分された王室領を取り戻すために、「必ずや個人の私有財産の損傷、妨害、混乱を招き、全ての人の財布に重い負担をかける」ことになる(REW, p. 450: 348頁)²⁾。この指摘は、必ずしも共和政を支持する者たちだけでなく、国家＝王室の財政を改善するために臨時賦課金の導入などを指向する「絶対主義的」な君主政を嫌悪する一部の王党派にも訴求力のある内容であろう。そして第一の問題と相即的であるが、第二の深刻な問題は、王室を支えるものとしての「主教制度の再来 a new episcopal」をもたらすことである(REW, p. 450: 348頁)³⁾。第三に、常備軍の性格の変化である(REW, p. 454: 350頁)。この主張は第二版で追加されたことで、常備軍は、「最も獐猛な王党軍となり、巨額の費用」が嵩むだけでなく、「現在の軍隊は(おそらくは遅延分の支給も俸給もなしに)必ず解散させられ、君主に対する反逆のために武装した廉で審問されることは必

定」とミルトンは言う(REW, p. 454: 350頁)。

そして第四の問題であり、君主政復活が孕む最大の問題点とミルトンがみなすことは、良心の自由と市民的自由の喪失である(REW, p. 456: 351頁)⁴⁾。ミルトンによれば、良心の自由とは、

すべての人間にとってなにもものにもまさって大事で貴重なものであり、いかなる政府にもまして自由共和国だけが、もっとも公正無私、何ものをも恐れず、また自らが行う公平な処置を確信しているがゆえに、自らの本性からしてこの自由を大事にするばかりでなく、立派に保護することができる(REW, pp. 456-457: 352頁)⁵⁾

のである。これに対して君主政は、

有能と雅量のゆえに最も尊敬される人々を最も疑い信じなかったとかつて言われたが、今でも同様に、著名な人々をその信仰ゆえに最も猜疑していることはあまねく知れわたっている(REW, p. 457: 352頁)⁶⁾

とミルトンは強調する。すなわちミルトンにとって君主政復活は、本稿第三章で確認した商業的繁栄に加えて、市民的、精神的、宗教的自由などを再び、そして、未来永劫失うことであり、絶対に阻止しなければならないことなのである。

2 共和政の存続と「市民」への期待

それでは先行研究において頻繁に議論されてきた点、すなわちミルトンは共和政の存続を誰に期待するのかについて、『設立論』の内容からどのように考えることができるのであろうか。その答えは、元老院を終身制にする議論からも容易に推測できるが、「無思慮な大衆 the inconsiderate multitude」(REW, p. 446: 345頁)⁷⁾

1) 第一版 REW, p. 378.

2) 第一版 REW, p. 378.

3) 第一版 REW, p. 378.

4) 第一版 REW, p. 379.

5) 第一版 REW, p. 382.

6) 第一版 REW, p. 382.

や、第二版で追加される表現では、「粗野な多数の群衆 a rude multitude」(REW, p. 442: 342 頁)ではなく、端的には、理性的判断が可能な少数派である。それは具体的には、

最も偉大な人が自らの犠牲と任務において、公衆に対する奉仕者であり、働き手であり、私利を思わず、同胞の上に立とうとせず、家庭では謹厳に生活し、他の人々と同様に街を歩き、最敬礼などしてかしこまらなくても自由に親しく話しかけることができる人々 (REW, p. 425: 333 頁)⁷⁾

とされている。先行研究が指摘するように、確かにミルトンは理性的な少数の能力者に期待を寄せている。

このようなミルトンの姿勢を、キリスト教的観点に基づいてミルトンを解釈する立場から見ると、ミルトンが、政治を担うべき少数者を、「聖徒 Saint」と呼称しつつ、その霊的能力の卓越性を重視するように思われるであろう。しかしながら『設立論』の実際の議論では、大変興味深いことに、少数者に対して霊的能力を見出すこともなければ、これを指し示すような名辞も一切与えられていない。すなわちウォーデンが強調するように、ミルトンは政治論において政治を担うべき人々を讃える場合は、他の同時代の共和主義者と同様に、彼らを「市民」と呼ぶ一方で、ミルトンによって「聖徒」は、「慣習的に皮肉を込めて」用いられているに過ぎない⁸⁾。

それでは統治職に就任すべき少数者である「市民」とは、当時のイングランドに即して言えば、誰なのであろうか。それは端的には、地方政治で活躍する「最良のジェントリ prime gentry」(REW, p. 425: 333 頁)¹⁰⁾ ということ

になる。つまり本稿第IV章第5節で、君主政復活への防波堤として地方議会を重視するミルトンの議論を分析したが、この「市民」規定からもまた、よき統治を行いうる「貴族と主なジェントリ」からなる『名望家層』とそれが体現する地方社会の自立性に、君主政復活の阻止の望みをかけていたことが看取できるのである¹¹⁾。

ミルトンが共和政維持をジェントリに期待していたのであれば、財産の多寡の違いはあるものの基本的には土地所有者である彼らに少なからぬ影響を与える政策には批判的であっても不思議はない。ハリントンやハリントン派と呼ばれる人々が提唱する政策でそれに該当するのは、土地所有関係に多大な影響を及ぼす「土地法 Agrarian law」であろう。

しかしながら不可思議なのは、もしもミルトンがジェントリに対して無条件に信頼感を寄せていたのであれば、ジェントリから共和政支持を調達するために不可欠な土地法に関する否定的な議論を、『設立論』の第一版から一貫して行うべきであったにもかかわらず、「土地法」に関する記述は、第二版で新たに加筆されていることである。ミルトンは第二版において「土地法」に対する否定的な議論を行う際に、共和政モデルの二つの類型を区別しつつ、みずからの提案の優位性を強調しようと試みる。すなわち自らが提案する共和政モデルは、「平易にして簡潔、そしてわれわれに周知のもの」であり、対照的にハリントンの提案する共和政モデルを暗示させるものは、「複雑」であり、「見慣れない、もしくは、既に有効性を失った政体案や条項」で満たされていると批判する。そしてこのことを根拠に、ミルトンの最大の批判は、ハリントンの共和政モデルの中核をなす「土地法」に向けられる。そしてミルトンによる「土地法」に対する批判は、われわれにとってよそよそしい「外来モデル exotic models」である点に端を発し、

7) 第一版 REW, p. 375.

8) 第一版 REW, p. 360.

9) Worden (1990), p. 230.

10) 第一版 REW, p. 360.

11) 今井 (1986), 286 頁。

それを採用する積極的理由はないと断言する (REW, p. 445: 344 頁)。

もちろんここでのミルトンの批判をその言葉通りに受け止めるならば、ハリントンの共和政モデルの二つの中核提案のもう一方である官職交代制もまた、「外来モデル」の名の下に強く批判されてしかるべきである。しかしながら本稿第IV章で既に明らかにしたように、ミルトンの議論において、官職交代制は、専制批判との関係のみで論じられ、しかも官職交代制を欠く統治モデルに対する専制の懸念を多くの民衆が拭えない場合には、その導入を完全に否定するものではないとされていた。ここから、ハリントンの共和政モデルに含まれる二つの中核的な制度提案からなる一体的主張—官職交代制と土地均分相続法—に対して、大変興味深いことに、ミルトンの批判の程度が一様でない側面を看取することができる。すなわち「土地法」に対する批判は第二版から新たに登場し、かつ、そこでの議論においても官職交代制よりも「土地法」への批判が強くなされ、この提案を受け入れる余地はないとミルトンが否定的に議論していることである。しかしながらその論調は、本稿第三章第3節で分析したような、君主政をキリスト教的公正さの観点から「異教的」と完全否定するものとも異なっている。この「土地法」に対するミルトンの微温的な批判は何を意味するのであろうか。

3 ハリントンの「外来」的な共和政モデル？

ハリントンの共和政を支える二つの中核的的制度に対する対照的な扱いは、ミルトンのどのような認識の反映なのであろうか。この問題を考えるためには、そもそもミルトンの批判する「外来モデル」の問題性をミルトンがどこに見出しているのかをまず分析する必要がある。ミルトンが用いた「外来モデル」という表現は、ヴェネチア共和国に起源を持つ制度の総称であり、ミルトンにとどまらず、広く同時代人に共通の

認識に基づく用語法であった¹²⁾。ゼラ・フィンクによれば、特に、1640年代までの英国では、一方では、王党派はヴェネチアの総督 Doge が国王に近い存在であることを根拠に国王職の必要性を、他方で議会派は、ヴェネチアの元老院を中心とする統治モデルが自ら範とすべき議会制度の一種であることを強調していた。つまり政治的な立場にかかわらず、学ぶべき永続的な統治モデルとして、ヴェネチアの様々な側面に解釈者の側が自由に注目する「ヴェネチア神話」が共有されていたのである。そしてまたその「神話」を可能としたのが、混合政体としてヴェネチアを把握する視点であった。

このヴェネチア・モデルからハリントンは、政体の安定性の実現と、政治的な平等性の確保とが相即的という認識を獲得し、具体的には、官職交代制と、それを実質化するための官職就任者を選抜する選挙における投票札の使用に注目する。投票札は、いわば有権者が自らの意思を自由に投票行動で示すことを可能とするための、すなわち投票の秘密を守るための仕掛けであり、またこれによって平等性が確保される仕掛けでもあった。両者は表裏一体のものとしてハリントンによって把握されていた¹³⁾。

そのようなハリントンの共和政モデルを「外来モデル」と批判する『設立論』は、ミルトンの反ヴェネチア的な立場を示すのではないかという解釈が生ずることになる。しかし他方で、本稿第IV章で議論したように、ミルトンは共和政の安定性を重視し、その観点から、ヴェネチアの元老院を模倣する終身制元老院を提唱するなど、実質的にはヴェネチア型の共和政モデルを提案している。フィンクは、ミルトンがヴェネチア・モデルに実質的に依然として魅せられ

12) Fink (1940), pp. 159ff., Fink (1962), pp. 28-51, 木村 (2010), 第5章第5節, Pocock (1975), ch. ix, Wootton (1994), Eglin (2001)などを参照せよ。

13) 例えば, Works, p. 181.

ているにもかかわらず、それを表面的には批判的に扱う「矛盾」の理由を、次のように説明する。すなわちそれは、ヴェネチア・モデルを導入することが不必要という原理的な認識ではなく、その重要性を認めつつも、その導入、特に平等性を確保する政治的仕組みの導入を現時点では不可能とする時論的な認識に基づくと解する¹⁴⁾。ここで注目すべきは、ヴェネチア・モデルが平等性を中核に置くという判断そのものは、ハリントンとミルトンによって共有されていたことが推測できる点である。

しかしながら、このフィンクによる解釈を前提にしたとしても、次のような二つの疑問が残る。第一の疑問は、なぜミルトンはヴェネチア・モデルに基づくハリントンの共和政モデルを現時点で導入すべきではないと判断したのであろうか。そして第二の疑問は、ハリントンのモデルが内包する提案のどの部分を、現時点で導入すべきではないと考えたのか。

これらの疑問を考える上で本稿が注目するのは、ミルトンがハリントンを批判したときに選び取った表現である。すなわちミルトンはハリントンの共和政モデルを、君主政を強く批判した際に用いた「異教性 heathen」という根拠からではなく、「外来性 exotic」という点で批判している。確かにどちらの表現も英国固有のものではないという点で共通するが、前者がキリスト教徒によって異論の余地なく退けられるべきものを指し示すのに対して、後者は、そうした絶対的な拒否の含意はなく、外国起源のものよりも在来起源のものを優先させるべきという相対的な優先順位の判定の結果を示すにすぎない。そしてこのニュアンスの相違は、『設立論』が執筆された17世紀半ばの辞書の用例からも確認することができる¹⁵⁾。すなわち、ハリントンの統治モデルと自ら提案するそれとが、共に

共和政を設立する提案であることを十分に認識した上で、特定の観点からハリントンの共和政モデルの不都合を認識し、それを(君主政に対する絶対的な批判とは異なる形で) exotic と表現したということがわかる。ミルトンがハリントンの共和政モデルに対して、「異教性」ではなく「外来性 exotic」という名辞をあてた事實は、彼らが共に共和政をめぐる論争圏を形成している証左と解することができるのである¹⁶⁾。

そこで次に問題となるのが、ミルトンは「外来性」という指摘によって何を批判しようとしたのかである。この問題を考える上で参考になるのは、ミルトンの『備忘録 Commonplace book, 1630?-1665?』における「外国起源の慣習について custom of forraign nations」である。そこでは、「隣国の慣習を無批判的に模倣 imitate することは、危険で懸念されること」とされ、その具体例として挙げられているのは、フランス生まれのエドワード懺悔王 (Edward the Confessor, 1004-1066) がフランスの習慣をイングランドに無批判的に満ちこんだことによって生じた外国崇拜である¹⁷⁾。ここでミルトンによって問題視されているのは、外国起源のものを、無批判的に模倣して導入することである。

このミルトンの認識を、本稿第IV章第1節で既に引用した『長期議会の特徴』におけるミルトンの政治学習の必要論と併せて考えると、ハリントンの「外来」モデルに対する批判の要点

15) Extotic は、ギリシャ語の εξωτικόςに由来し、「外部の」など自らの属する領域の外側に起源を持つ状態を形容する語句に過ぎない (Liddell & Scott (1996), OED, Blount (1656), Phillips (1678)などを参照)。

16) Scott (1993) も exotic というミルトンの批判に着目するものの、それを単に言及するに留まり、本稿の認識とは異なり、この表現にミルトンとハリントンのあいだで共和政をめぐる論争圏が成立していた証左を見ることはない (*ibid.*, p. 142, n. 12)。

17) CPW, vol. 1, pp. 429-430.

14) Fink (1940), pp. 171-172. ウルフも類似の指摘をしている (Wolfe (1963), p. 309)。

は、内在的な対応物がない状態のまま外国の文物を無批判的かつ性急に導入する危険性の指摘にあると言えよう。すなわち導入されようとする外国起源の制度自体に対する価値判断というよりはむしろ、それを活用できない状態にあるイングランドの現状において、それらを導入する弊害をミルトンは問題視していると考えられる。実際に『長期議会の特徴』では、戦闘に不可欠な資質を育むことしかできない英国では、自らに「固有の才覚 Mother-Wit」のみに依拠して、正当性と賢明さという平時の統治に必要な資質を統治者が育むことは困難と指摘しつつ、平時の統治が目指す「礼儀正しさ、賢慮、公共善への配慮」の実現には、英国にとって「外国起源の outlandish」価値観を慎重に「移植 implanted」しなければならないとミルトンは指摘している¹⁸⁾。すなわちミルトンがハリントンに代表されるヴェネチア・モデルを exotic として退けた一番の理由は、それが内包する平等性を英国が現時点で受け止める内在的条件を欠くという点にあることがわかる。

それでは、ミルトンに批判されるハリントンは、外国の諸制度を無批判的に導入すべきとしているのであろうか。その答えの一端は、彼の立法者論に示されている。ハリントンは、共和政は相互矛盾なく総体として設計され、一気に導入されるべきことを強調する。そのために必要なのは、単一の、しかも超人的な能力を有する立法者である¹⁹⁾。そしてそのような立法者は、モーセ、リュクルゴス、ソロンなどのように、「まず歴史家もしくは旅行者でなければならぬ。なぜなら物事がどうあるべきか、あるいはどのようになりうるのかを把握できないもの」はその名にふさわしくない。つまり

物事の成り行きに関する知見を欠いたままでは、物事がこれまでどのようであり現在

どうなのかを語ることもできなければ、現在どうすべきでありこれからどのようになるのかも語ることもできない²⁰⁾

とハリントンは明言する。ここから推測されるのは、ハリントンの立法者もまた、自国の内生的な傾向を十分に把握した上で、必要なものを必要な形で導入する役目を担うのであり、外国の文物や価値観を無批判に導入することを目指すべきではないとされていることである。

もちろんハリントンの議論には、ミルトンが懸念する側面、すなわち外国起源の物事を急激に導入することに伴う拒絶反応に対する認識が希薄な側面があることも事実である。なぜならいわゆる中世の英国は、統治の不安定性をもたらす「近代の深慮 the modern prudence」に基づく政治社会であり、そこには見習うものが全くないとハリントンは断言した上で、それとは断絶する、対照的な「古代の深慮」に基づく社会秩序の回復を主張するのである。確かに、その論調からは、既存のものを踏まえた外来物の導入という観点を十分に意識していることが看取しにくい。しかしながらハリントンのこの急進性は、共和政設立時のそれであって、『設立論』が問題とする共和政崩壊の瞬間において、共和政を支えることをミルトンが期待するジェントリの現状を急激に改編する類のものではなかった。

以上のように考えるならば、ミルトンによる土地法への批判は、ハリントン自身へ向けられていたのか、すなわちハリントンの主張する土地法への批判をミルトンが意図したのかという新たな疑問が生ずる。

4 より急進的な「土地法」の提起への対応

ミルトンが『設立論』を改訂する間に、「土地法」に関して、ハリントンとは別の含意、あるいはそのように読者に印象付けるような装いを

18) CPW, vol. 5, p. 450.

19) Works, pp. 169, 207ff.

20) Works, p. 310.

持つ提案がなされた。すなわちハリントンの統治の追求者とみなされるハリントン派の人々によって、より急進的な形でそれが主張されたのである。本稿が見るところ、ミルトンの懸念は、ハリントンそのものというよりも、むしろそれに示唆をうけつつもより急進的な主張をしたハリントン派に向けられているように思われる。そしてこのことは『設立論』第二版においてミルトンが急遽、土地法批判を追加した理由の内在的説明にもなるであろう。

この問題を考えるために、そもそもミルトンは土地法を、どのような理由で導入すべきでないとしているのかを振り返ってみたい。それは、第二版で追加される内容によれば、「人々の土地と財産に対する危険、不当な変更や制限を作り出す」のであり、

これまで地上と精神を支配していた者たちが除かれたこの共和国においては、法外な所有を独占してわれわれの共同の自由を侵すような危険を防ぐ土地法の垣根（最初の所有関係からきちんと始められたところ以外では、暴動教唆以外には決してうまくいくものではない）を必要（REW, pp. 445-446: 344 頁）

としないからである。ここでは土地法の急進性や暴力性が強調されている。

しかしながらミルトンの懸念とは異なり、ハリントンの議論における土地法とは、相続を通じて、一部の大地所有者の長男以外の男子という市民としての対等な能力を持つものへの均分相続を規定する漸進的な立法効果を持つ提案であった。『オシアナ共和国』はオシアナ共和国を支える 30 の条項から記述されているが、土地法に関しては第 13 条項で規定される。それによれば土地法は、一定数以上の市民層の確保が君主政復活への防波堤となるという主張に裏打ちされている²¹⁾。したがって限嗣相続を主張する大地所有者を除けば、相続と言う比較的穏便な方法に拒絶感を示すものはそれほど多

くないと言えよう。

以上のようなハリントンの議論をミルトンが正確に理解していたと仮定するならば、17 世紀英国における千年王国論的な共同体論の諸相を分析したジェームス・ホルスタンなどの先行研究²²⁾ が示唆するように、ミルトンの批判はハリントンの議論自体というよりはむしろ、ハリントン派（The Harringtonians）と呼ばれる人々の議論に向けられているように思われる。彼らについて幅広く分析したホルスタンやデーヴィスは、このようなハリントン派の議論の代表例として、ウィリアム・スプリッグ（William Sprigge or Sprigg, fl. 1652-1695）のそれを重要視する。そしてこの指摘を踏まえて本稿が着目するのは、ミルトンが『設立論』第一版の出版時には参照できず、しかしながら第二版を準備する過程で参照可能になった時期の 1659 年 9 月に、彼の著作の一つである『君主政に対抗する平等な共和国の必要性に関する控え目な訴え *A modest plea, for an equal common-wealth, against monarchy*』が出版されている事実である。

その著作においてスプリッグは、統治と社会構成上の諸原則を提示しており、そのうちの一つが土地法の必要性に関する議論である。スプリッグは、欲深い人々の「少しもとどまることを知らない欲望 *vast unsatiable desires*」を押しさえつけるために土地法が必要と論ずる。それを欠いた状態では、各種の不正が横行し、とても公正な社会である共和政の名にふさわしくな

21) *Works*, pp. 231-241, esp., 236. また Nelson (2004), ch.3 も参照せよ。

22) Holstun (1987), p. 247. 但し、この点に関する先行研究にも様々なニュアンスの違いがある。例えばコーリン・デーヴィスは、ハリントン派、なかでもウィリアム・スプリッグの議論を、「その精神と内実においてハリントンの教えに近似する試み」と評し、両者の相違を議論しつつも解釈全体の調子はハリントンとの類似性を強調する (Davis (1981), p. 254)。

い。だから「ギリシャの陶片追放」や「ローマの国外追放」と同様の機能をもつ土地法が不可欠とする。具体的には、「一定割合」を超える土地所有に対しては、相続の際に「税や公的課徴金」を徴収すべきとスプリッグは主張するのである²³⁾。スプリッグが主張する土地法は、確かに全体の趣旨はハリントンのそれに類似すると言えるものの、議論全体から受ける印象は、より社会改良的色彩が強く、また土地所有の上限值が明示されないなど、土地所有者にとっては不透明な部分が多く、彼らにとって不安材料をより多く含むものとなっていると言える。すなわちハリントンと同様にスプリッグの土地法もまた、それが関与するのは相続の際の土地財産の継承の在り方であることに触れているものの、極めて簡潔な記述であり、その含意を把握しにくいものとなっている。またこの著作の別の項目では、無産者の生活維持への配慮など人間の平等性に基づく各種の議論が展開されており、これらは土地法の議論とスプリッグによって明示的に関連付けられていないものの、著作全体としては、財産税による土地収用と無産者への配慮とが議論として繋がっているかのような印象を与え、その結果、彼の議論全体が、あたかも戦後日本の農地改革のような土地収用の必要性を議論しているかのように読めてしまうのを避けることができない²⁴⁾。加えてスプリッグは、上記の土地所有についての議論だけでな

く、デーヴィスも注目するように、土地所有者たちの政治的権能についても批判的な論評を自著の各所で行っている²⁵⁾。

以上簡潔に分析したように、スプリッグの議論が全体として、ハリントンのように相続を通して財産を一定の範囲内に収めようとする提案ではなく、あたかも（相続に限らず）平均所有面積を超える土地に対する重加算税によって土地の再分配を実質的に志向する議論として解される可能性が大きい内容を有していた。したがって当然ながら、土地所有者はスプリッグ的な社会立法としての土地法に対して、より強い警戒心を抱くことになるであろう。以上のような共和政末期のハリントンをめぐる言説状況の変化を参照するならば、ミルトンが『設立論』第二版に加筆した土地法への批判が、先行研究の一部がみなすような、ハリントンへの批判を実際に意図していたのかどうかは判然しないことがわかる。

そして上記のような言説の状況変化を前提にミルトンの言明を解釈するならば、土地所有関係に多大な影響を与える土地法への拒否感を抱く有権者層を共和政支持に留めておくために、（官職交代制よりも）土地法に対してより批判的姿勢をミルトンが示したと解釈することができる。こういった意味では、今井が的確に指摘するように、

ミルトンにとって政治参加を認められていたのはジェントリ以上のもの以外は考えられなかったものであり、したがって……『多数の勤勉な同等の人々の共同の熟慮と協議』こそ『デモクラシー』なのであった。十七世紀のイングランドにおいてレヴェラーズとミルトンを分かつ距離は、予想以上に大きかった²⁶⁾

のである。そしてこの少数者に対して、共和政

23) Sprigge (1659), esp., pp. 112-114.

24) Sprigge (1659), esp., pp. 112ff., Davis (1981), ch. 9, Holstun (1987), ch. 5. 同様の指摘は Cotton (1991), p. 148 にもある。またジョナサン・スコットは、スプリッグの土地法の扱いを、「ハリントンよりも厳格で、かつ、経済的不平等がもたらす社会的悪影響」を強く批判したと解する (Scott (2004), p. 308)。なおスプリッグについては、'SPRIGGE (or Sprigg), William (Fl. 1652-1695)', in Greaves & Zaller (1982), pp. 196-197, Davis (1981), pp. 255ff を参照せよ。

25) Sprigge (1659), pp. 99-111, Davis (1981), pp. 257, 264-265.

の理想状態を表すキャッチ・フレーズである「古き良き大義 *the good Old Cause*」(REW, p. 462: 357 頁)²⁷⁾を訴えかけることによって君主政復活を食い止めようとするのが、ミルトンの共和政論であった。

しかしながらこの既存の「名望家」に期待する側面は、単なる現状追認的な保守性によって支えられているのではなく、次のような二つの留保が付されていると言えよう。第一に、『設立論』の二つの版を通じて強調されるミルトンの為政者像は、「能動的な卓越性と勤勉さ *active virtue and industrie*」を備えた、ある種的能力主義に基づいたものであり、最良者による支配という性格を具備していたことである(REW, p. 427: 335 頁)²⁸⁾。

第二の留保もまた二つの版を通して論じられている。それは、『設立論』が実際の選挙への影響力行使を狙った出版物であること、すなわち「名望家層」を国制や地方政治の担い手として実際に選ぶのは、投票権を持った選挙民、あるいはミルトン自身の表現によれば、主権の担い手である「民衆」であるとして、彼らに訴えかける側面をミルトンの議論が依然として持っていることである(REW, p. 427: 334 頁)²⁹⁾。すなわちミルトンの議論は、「名望家」に期待するだけでなく、主権者たる「民衆」が王政復古を支持する危険性を憂慮しつつ、しかしながら、彼らが為政者を選ぶ権能を前提に政治論を展開しなければならないという制約のもとでなされ

ていたと言えるのである。つまり『設立論』は、「民衆」の自由な投票活動を前提にしつつも、彼らの自主的な選択を共和政支持の方向に誘導するという困難な課題を目指していたといえることができる。そのためにミルトンが自らの議論で最も傾注すべきと考えた点は、終身制の元老院の弊害として批判される専制的な側面を合理的に弁明することであった。

以上の二つの側面を加味しつつミルトンの為政者論を見直してみるならば、今井が強調するように、現代民主政に直接的につながるような側面を持つ統治モデル、たとえばパトニー討論で示されるような無産者をも含めて一律の投票権を主張するラディカルな統治モデルでないことは事実としても、ミルトン(とハリントン)による一定の社会階層以上に選挙権・被選挙権を委ねる構想は、17世紀半ばのイングランドにおける「標準的」な内容と言える。

むしろ興味深いことは、ミルトンとハリントンの議論が示す対立は、政治的権能を持つべき人々に関する理念的な対立ではなく、むしろそれらの人々を選び出す民衆の能力をめぐる見解の対立だったことである。すなわち、国民主権の主張のもとでの積極的な「民衆の能力論」を展開しなかったミルトンに対して、ハリントンは、政治に必要な能力に関する共通認識を前提にした指導者の認証論としてそれを展開したことである。換言すれば、ハリントンによって強調された民衆の能力とは、だれが指導者なのかを見極める能力であり、自らが指導者になる能力ではなかった。民衆と指導者とは、異なる能力を持ちつつも、その意味では対等の関係にあるとハリントンによって把握されていた³⁰⁾。ハリントンは、民衆の役割を、個別ではなく集団的に機能するものと捉え、その力が自然的貴族層の助言に基づいて発揮される統治を、「民衆的統治 *popular government*」と呼んだ。そし

26) 今井(1986), 293-294頁。なお異なる見解は、永岡(1991)を参照せよ。

27) 第一版REW, p. 387.

28) 第一版REW, p. 362. 能力に基づくエリートという見解は、Burgess(2009)やCoby(2009)なども注目するように、16世紀のCommonwealthmenを起点としてそれ以降の人文主義に基づく改革派の政策担当者が好んで用いた。なお前者の意義については、竹澤(2013)を参照せよ。

29) 第一版REW, pp. 361-362.

30) 竹澤(2011), 特に第3章を参照せよ。

てそのことを、自らの第二の主著とも呼ばれる『民衆的統治の優位性 *The Prerogative of Popular Government*, 1658』の表紙に、マキャヴェッリ『リヴィウス論』第1巻第58節の言葉、すなわち「民衆は君主よりも賢明で、また安定している」を掲載することで示している。

民衆が君主政復活を支持する現在の状況を強く意識したミルトンが、民衆の選択に依拠する形で共和政存続を展望できなかったことは、ハリントンの共和政モデルに対する彼の距離感にもつながる。そして民衆の能力に全幅の信頼を寄せるハリントンの共和政論は、1659年というほぼ同じ時期に、もう一人の同時代人リチャード・バクスター (Richard Baxter, 1615-1691) によって明示的に批判される。

……ハリントン氏は、民衆 the people が賢者 the wise を選ぶほどに賢明であり、善を志向するほどよき存在だと信じて疑わないが、それはまるで、民衆が選良 nobility, 学識者、そして自分自身を越える物事、に対していかに無理解で軽蔑的で難癖をつけたがる存在であることを知らないかのようである³¹⁾。

このような民衆の独自の能力論を展開したハリントンは、同時代の思想家たちから批判を受けるものの、(自ら政治を担う能力ではなく) 政治を主導する人々を選ぶ能力を持つものとして民衆を把握する彼の議論は、後代において、民衆の政治的能力の限界を強調する批判的言説として、民主政への批判的牽制として機能するだけでなく、民衆に政治的権能を(部分的にせよ)認める根拠として、民主政の定着のための、思想史的なひとつの有力な手掛かりにもなっていると言えよう。

VI まとめにかえて：18世紀の共和主義的議論への展望

本稿は、「異教性」と「外来性」の差異を手掛かりに、『自由共和国設立論』において示されるミルトンによるハリントン批判を詳細に分析することで、共和政をはじめとする政体に関するミルトンの時論的側面と理論的側面とを分別しつつ、ミルトンとハリントンの関係は、「どちらかを共和主義者の典型と解釈する根拠を提供しているのではなく、実在する共和国の完成・維持のための相互補完的批判として把握されるべき」ものであること、したがって彼らの論争は、「共和政に関する論争圏 a republican platform」³²⁾を構成すると解することができること、そして「17世紀イングランド共和主義思想は、緩やかな統一性とともにも多様性をも伴っているものとして把握されるべき」であることを明らかにしてきた。すなわちミルトンの議論は、ハリントンとの時論的な相違点だけでなく、一定の共通性をも持つものであり、その点で、共和政に関する同時代的な論争圏の存在を確認することができた。

そして本稿では、土地法が持つとされる「外来性」を根拠にそれを批判するミルトンの議論の含意を分析することで、その批判は、ハリントン自身というよりはむしろ、その急進性を増幅したと言えるようなハリントン派の土地法論をより念頭に置く議論と解すべきことも確認した。

以上の分析を踏まえて、両者の関係が、後代の共和主義的議論へ与えた影響が何であったのを簡潔に展望することで本稿のまとめにかえたい。

本稿の後半部分で中心的に見てきたように、ミルトンは、主権的統合と地方の自立性とのバランス、オランダとの比較、共和国と商業の関

31) Baxter (1994), p. 139.

32) Holstun (1987), p. 247.

係、商業の無制限的追求の弊害、官職交代制が能力ある人々を排除する側面、土地法が及ぼす悪影響の可能性などを議論していた。またミルトンの議論は、君主政復活を阻止するための、様々な提言を含む時論的、便宜的主張という側面を持ち、その観点から、ハリントン（厳密には、ハリントン派）の議論の持つ（ミルトンから見ての）危険性を最小化するための異論を含んでいた。以上より考えると、18世紀以降の共和主義思想、あるいは共和主義者と目される人物の議論を評価・分析する場合に、ハリントンの議論を中心とする様々な留保や部分的な批判、誤解や曲解に基づく賛同や批判などのすべてを含むそれ以前の論争を、ポーコックの言うパラダイムとして捉えた上で、思想の継承や断絶を詳細かつ丁寧に議論する必要があると思われる。すなわち共和主義思想に関する論争圏の持つ歴史的な重層性への配慮の必要性である。

この歴史的な論争圏を意識する必要性は、特に18世紀における共和主義思想について、あるいはそれに関連する議論を行う際に重要になると考えられる。本稿冒頭でも簡単に言及したが、18世紀初頭には、トーランドによってハリントンやミルトンなどの著作集が編まれ、その冒頭には、トーランドの手になる解説や前書きが付されていた。このことから窺うことができるのは、18世紀初頭における共和主義のイメージには、トーランドという人物やその行動からの影響が付与されていることである。当然ながら、共和主義思想のイメージや解釈の力点は、17世紀段階とは異なってくる。同様に、18世紀中庸のアンドルー・フレッチャーによるハリントンの利用や、18世紀後半のフランシス・ハチスンやキャサリン・マコーレイ、そしてデヴィッド・ヒュームによるハリントンへの言及によって、それ以降の時代における共和主義のイメージと議論の力点もまた変化している。つまり思想の流れは、個々の思想家が付け加えた解釈を含みつつ現代に向かってくる言い回し、

共和主義思想に即して言えば、ポーコックが強調する「雑多な〔要素からなる〕合成物としての共和主義思想 the general synthesis of republicanism」という発想と視点を、個々の思想家の評価に当たって、より自覚する必要があるのではないだろうか³³⁾。

例えば、この点で、ミルトンによるハリントンの議論への留保や批判が、ハリントンに関するヒュームの議論（「理想共和国案」）と非常に類似していることは注目に値する。したがってヒュームにおける共和主義的要素やハリントンとの継承と断絶の関係を議論する上では、ハリントンだけでなく彼を取り巻く同時代人による複数の共和政論の存在も無視できないと思われる。なぜならハリントンそのものを継承しているかのように見えるヒュームの議論も、実際には、ハリントンの考え方を批判・留保したミルトンの継承者としての側面が強いという可能性があり、そうした戦略をとったヒュームの同時代的含意を分析する必要も出てくるのである。したがって、共和主義に関する17世紀イングランドの経験がどのように後代へ影響を及ぼしているかを議論する際には、17世紀の経験自体の複数性と、後代の解釈者自身と17世紀の間

33) 17世紀から18世紀にかけての英国における、広義の共和主義思想の継承と断絶については、ポーコックやロビンズの概略的説明がなされて以来、学術的な探求がほとんど進められていない。したがって彼らの解釈で取り扱われた思想家たちに関する現在までの個別研究の進展を踏まえて、この概略的図式を拡充・発展する時期ではないかと考える。同様の問題意識は、例えば、Hammersley (2010), esp., Introduction でも表明されている。

しかしながら筆者自身は、この拡充・発展作業をハマスリーのように単なる情報更新的な改訂としてではなく、Burgess (2009), part 2でも強調されているように、17・18世紀の共和主義思想を、16世紀の人文主義的な改革派の政論家 commonwealthmen からの連続として把握する視点から行うべきと考える。

に存在する、共和主義に関連付けられる様々な経験に由来する強調点や理論的包摂範囲の変化とを意識した歴史的な構築物としての共和主義思想という発想と視点を、今まで以上に意識する必要があると思われる。

【付記1】本稿は、科学研究費(20530168, 23530239)、日本学術振興会平成25年度特定国派遣研究者制度による研究成果の一部である。

【付記2】本稿は、日本イギリス哲学会第34回関西部会例会(2006年7月)での発表の一部を基に、上田惟一氏寄贈資料(京都大学経済学部)の活用と、故永岡薫氏ならびに嘉陽英朗氏との長期間にわたる対話とを踏まえて大幅な加筆修正を施したものである。この場を借りて、上田氏のご遺族のご厚誼と両氏の交友とに感謝したい。

参考文献

- CPW: Wolf, Don M. ed. (1953-1982), *The Complete Prose Works of John Milton*, 8 vols., New Haven: CT.
- REW: John Milton, *The readie and easie way to establish a free commonwealth*, 1st & 2nd editions, 1660. in CPW, vol. vii, revised edition. (原田純 訳, 「自由共和国建設論 改訂増補版 一六六〇年」, 原田訳, 『イギリス革命の理念—ミルトン論文集—』小学館, 1976年, 323-366頁。)
- Works: Pocock, J. G. A. ed. (1977), *The Political Works of James Harrington*, Cambridge.
- OED: *The Oxford English Dictionary*, 2nd edition on CD-Rom Version 4.0, Oxford.
- Greaves, Richard L. & Robert Zaller eds. (1982), *Bibliographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, 3 vols., Sussex.
- Liddell, H. G. & Scott, R. (1996), *Greek-English Lexicon with a revised supplement*, Oxford.
- Blount, Thomas (1656), *Glossographia: or A dictionary, interpreting all such hard vvords, whether Hebrew, Greek, Latin, Italian, Spanish, French, Teutonick, Belgick, British or Saxon...*, London, Wing (2nd ed., 1994)/B3334/Thomason/E. 1573 [1].
- Phillips, Edward (1678), *The nevv vworld of vvords. Or a general English dictionary Containing the proper significations, and etymologies of all words derived from other languages...*, 4th edition, London, Wing (2nd ed.)/P2072A.
- Baxter, Richard (1994), *A Holy Commonwealth*, William Lamont ed., Cambridge.
- Sprigge or Sprigg, William (1659), *A modest plea, for an equal common-wealth, against monarchy*, London, Wing (2nd ed.)/S5079; Thomason/E. 1802 [1].
- Burgess, Glenn (2009), *British Political Thought 1500-1660: the Politics of the Post-Reformation*, London.
- Coby, J. Patrick (2009), *Thomas Cromwell: Machiavellian statecraft and the English Reformation*, Plymouth.
- Cotton, James (1991), *James Harrington's political thought and its context*, London.
- Davis, J. C. (1981), *Utopia & the ideal society: a study of English utopian writing 1516-1700*, Cambridge.
- Eglin, John (2001), *Venice Transfigured: the Myth of Venice in British Culture 1660-1797*, Hampshire.
- Fink, Z. S. (1940), 'Venice and English Political Thought in the Seventeenth Century', *Modern Philology*, 38, pp. 155-172.
- Fink, Z. S. (1962), *The Classical Republicans: an essay in the recovery of a pattern of thought in seventeenth-century England*, 2nd ed., Evanston: IL.
- Hammersley, Rachel (2010), *The English Republican Tradition and Eighteenth-century France: Between the Ancients and the Moderns*, Manchester.
- Holstun, James (1987), *A Rational Millennium: Puritan Utopias of Seventeenth-century England and America*, Oxford.
- Nelson, Eric (2004), *The Greek Tradition in Republican Thought*, Cambridge.
- Pocock, J. G. A. (1975), *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton: NJ.
- Scott, Jonathan (2004), *Commonwealth Principles: Republican writing of the English Revolution*, Cambridge.
- Wolfe, Don M. (1963), *Milton in the Puritan Revolution*

- tion, New York: NY.
- Wooton, David (1994), 'Ulysses Bound? Venice and the Idea of Liberty from Howell to Hume', in his ed., *Republicanism, Liberty, and Commercial Society 1649-1776*, Stanford: CA, pp. 341-367.
- Worden, Blair (1990), 'Milton's republicanism and the tyranny of heaven', in Bock, Gisela, Quentin Skinner, & Maurizio Viroli eds., *Machiavelli and republicanism*, Cambridge, pp. 225-245.
- 今井 宏 (1984), 『イギリス革命の政治過程』 未来社。
- 木村俊道 (2010), 『文明化の作法—初期近代イングラ
ンドにおける政治と社交—』 ミネルヴァ書房。
- 竹澤祐丈 (2011), 「近世英国共和主義思想における社会と国家」『政治思想研究』 第11号, 55-87頁。
- 竹澤祐丈 (2013), 「書評: Glenn Burgess, *British Political Thought, 1500-1660: the Politics of the Post-Reformation* (Palgrave Macmillan, 2009, xiv + 432pp.)」『イギリス哲学研究』 第36号, 100-101頁。
- 永岡 薫 (1991), 「ミルトンの自然法思想と自由共和国論」水田洋編『増補版 イギリス革命—思想史的研究—』 御茶の水書房, 第7章。